

令和5年度第1回静岡県人権会議 会議録

日 時：令和5年11月10日（金）午後2時～午後4時

会 場：もくせい会館 2階 第一会議室

日 時	令和5年11月10日（金） 午後2時から午後4時まで
場 所	静岡県総合研修所 もくせい会館 第一会議室
出席者 職・氏名	委 員 静岡県人権会議委員 13名 事務局 5名 (別紙資料)
議 題	(1) 静岡県人権施策推進計画の進捗状況等 (2) 意見交換 テーマ：「災害に起因する人権問題」
配布資料	資料1 静岡県人権施策推進計画の各指標進捗状況（令和4年度分） 資料2 意見交換「災害に起因する人権問題」 資料3 人権週間啓発事業の概要 参考資料 ・ 静岡県人権施策推進計画に係る関連事業実施状況（令和4年度） 及び同計画関連事業実施計画（令和5年度）

(1) 静岡県人権施策推進計画の進捗状況等

○事務局（静岡県人権同和対策室／静岡県人権啓発センター）

それでは、静岡県人権施策推進計画の令和4年度における進捗状況について、御説明いたします。資料1を御覧ください。

県では令和2年度末に、令和3年度から7年度までの5年間の計画期間とする静岡県人権施策推進計画の第3次改定版を策定しまして、人権施策の総合的な推進を図っているところです。

資料1は、令和4年度における人権施策に関する指標の進捗状況を取りまとめたものです。そして、関係部署の主な取組内容については、別冊で参考資料様式1、2の人権施策推進計画に係る関連事業実施計画としてお手元に配布しておりますので別途御参照願います。

まず、進捗率の評価区分は、1ページ(2)個別指標の進捗評価に掲げた<進捗度評価>の表にありますとおりA～Dで区分しており、このうち目標を達成又はそれを上回る進捗が見られた進捗率100%以上のものをA、目標に近い、進捗率70%以上100%未満のものをB、目標からやや遠い、進捗率70%未満のものをC、そして、進捗が見られない又は当初よりマイナスとなったものをDとしています。

資料1の1～3ページには、総合指標及び個別指標について、進捗評価ごとに結果をまとめています。4～20ページには、総合指標と各分野別指標の進捗に対する評価と進捗率の考え方等について、推進計画の施策体系別にそれぞれ記載してあります。

なお、進捗度の捉え方として、例えば、県政世論調査の結果のように、その年度の結果を基準値と比較するものと、参加数や設置数などで数値を積み上げているものとは若干異なる場合があるため、捕捉説明を記載しているものもあります。

まず、はじめに(1)の総合指標「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した県となっている」の進捗率については、県広聴広報課が毎年度実施している県政世論調査により把握しております。

この指標は、令和2年度まで「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した住みよい県となっている」でしたが、令和3年度に、このうち「住みよい」の語句を外して「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した県となっている」に改められたため、本指標については、令和3年度を基準値としていることを申し添えます。基準年度の令和3年度の数値39.5%から、令和4年度は42.1%に上昇しました。それでも、目標の50%に対する進捗率は24.7%で、評価はCとなります。

なお、この指標については、今年度の県政世論調査の結果が既に出ており、1ページの総合指標の「R5」の欄に記載のとおり37.7%と、昨年度から4.4ポイント低下していることを御報告します。

この低下の原因について特定するのは困難ですが、昨年度の県政世論調査の調査期間でありました昨年6月10日～7月4日以降に、県内では保育や医療の現場において痛ましい事件や不適切事案が発生し全国的にも大きく報道され、さらに、今年の夏～秋にかけても事件のその後の様子が取材され、県内を中心に随時報道が続いたこともありまして、県民の心証にマイナスのイメージを少なからず与えた可能性もあるのではないかと推測しております。

そうしたことから、県民の人権意識の高揚に向けて更に推進していく必要であるため、4ページ中段の改善に向けた方向性・取組として、啓発事業の実施に当たり、若い方や高齢の方などの年代の特性などにも留意していくこと、また、本年度の人権週間を中心とした広報においては、特に子どもが健やかに育つ社会を中心に取り上げること、当室主催の講演会等の開催に当たっては、時間的制約や地理的条件などに極力左右されずに受講できるよう、原則として一定の期間を定めてアーカイブ配信で提供すること等を引き続き行ってまいります。

続いて、(2)の個別指標の進捗評価についてです。先ほど申し上げました進捗区分による評価で、まず目標を達成又は上回る進捗=100%以上のAが11指標、次に、目標に近い進捗=70%以上のBが2指標、そして、目標からやや遠い進捗=70%未満のCが7指標、進捗していない又は当初基準値よりマイナスのDが10指標となりました。令和4年度の実績がない又は未確定のもので、2指標あります。これは、令和4年度が、指標のよりどころとして実施している該当の定期調査の実施年度で

はなかったことから、個別の評価がなされていないものです。

なお、令和2年度末に改定された現行の第3次計画では、各分野の基準値がコロナ禍前の実績であるものが多く、コロナ禍の影響により進捗率が思わしくない項目が少なからずあります。ただ、個別の評価欄に記載のとおり、成果が上がっているものもございます。例としましては、2ページの上にあります進捗度Aの表のうち上段の3つは、いずれも共通の指標となりますが、「困っている人がいる時は、手助けをすると答える児童生徒の割合」というものです。昨年度に続きA評価の小学校・中学校と共に、今回進捗度の上がった高等学校を含めて、小中高いずれもA評価となっております。

その他、個々の指標の評価等につきましては、時間の都合上割愛させていただきますが、評価の思わしくなかったCやDの項目には、今後の対応方針や取組の他、各指標項目について当室・人権啓発センターとの関わりや関係機関等も付記しております。例えば5ページ「イ 学校における人権教育」のうち「人権教育に関する校内研修を実施した学校の割合」では、改善に向けた方向性として、校内研修を実施する上で教育現場の負担を減らすため、「人権教育の手引き」を資料として掲載することや、研修管理システムに掲載する研修動画も使用できるものとするという対応。また、人権教育の更なる推進の必要性から、校内研修の機会を設けるよう管理職に働きかけるといった取組があります。

当室でも、学校主催の人権講座に人権啓発指導員を派遣している他、当室で実施しております人権啓発指導者養成講座の中にも教育分野に関連するテーマを設定し、先生方にも聴講いただいています。

7ページ「エ 企業における人権啓発」については、当室が所管しておりますが、改善に向けた方向性として、企業や団体に「企業と人権セミナー」の受講を働きかけていく他、出前人権講座の講師派遣先から関連する他の企業様に情報共有していただき横展開を図ることや、企業への出前人権講座へ人権啓発指導員を引き続き派遣してまいります。

その他ございますが、これまでも御指摘がありましたとおり、人権尊重の意識を一気に高めることは困難でありますので、各分野において引き続き各担当部署を中心に、地道であっても着実な人権関連施策を推進してまいります。

「静岡県人権施策推進計画」の令和4年度進捗状況については、以上です。

○犬塚会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から報告がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御質問や御意見などございましたら御発言をお願いします。

○安藤委員

今、御報告いただきまして、特に進捗していない、あるいはマイナスの部分のお話もありましたが、やはり、教育現場において、人権教育に対する意識を高め、教

育内容を充実させることが肝要であることが改めて分かりました。人権教育への理解を深めるためには教員の研修や教育現場における人権侵害の防止に取り組むことが求められることも確認できたわけですが、今回の指導要領の改定において大きく変わったことで「カリキュラムマネジメント」という言葉に象徴されるように、学校の中できちんとチェックしていく体制作りも大切であると思います。

学校の中で人権教育が進んでいない一番の原因は、各教科で人権教育というものがきちんと形として設定されていないことです。内容としては、社会科や道徳の中で扱いますが、いわゆる人権教育が形として設定されていないところに大きな壁があるように常々思っています。人権教育を教育活動全体の中で行っていく学校の体制をどのように整備していくかが大切で、学校としての組織的な取組をいかに推進するのかといったところから考えていかなければなりません。特定の教科で指導するとか、一部の先生方に指導するというのではないように思います。その意味で改めて学校としての組織的な取組をお願いしたいですし、校内研修だけでなく、教育活動全体の中でという発想で子どもたちをしっかりと巻き込みながら子どもと一緒に先生が取り組んでいく体制、その中には地域も入ってきますし、行政や企業との連携も入ってくるわけですが、是非そうした組織的取組の推進体制を構築していただきたいと思います。

もう一点は、学校には道徳の教育計画はきちんとありますが、実は人権教育の年間指導計画のようなものはありません。道徳の部分に入っているものもあるとは思いますが、できれば、今後、人権教育の年間指導計画のようなものを学校全体で作成し、それをきちんとPDCAでチェックして課題を明らかにしながら、次年度につなげていく、いわゆる循環型・発展型の学校運営が大事になると思います。そうした意味で、先生方の研修だけでなく、学校教育活動全体をどのように推進していくかを改めて検討していただきたいと感じたところです。

○教育政策課

御意見ありがとうございました。人権教育を学校全体で推進していく重要性と、そのためには全体計画、年間指導計画が重要であるとの御意見を頂きました。学校の現状としましては、委員がおっしゃるとおり、教科としての人権教育の位置づけが明確になっていないところもあり、思うように浸透していかないという側面もあります。そこで、御意見にもありました全体計画、年間指導計画につきまして、それらの作成率の向上に取り組んでいるところです。全体計画につきましては、小中高特の全体で90%近くの学校で作成しております。年間指導計画につきましては、全体の半分程度で作成が終わっている状況です。もちろん、計画を作成すればよいというわけではなく、学校や子どもの実情に合わせて、年ごとに見直しを行うことが重要であることも研修会などで伝えているところです。

○安藤委員

丁寧な御説明ありがとうございました。実は、たまたま目にする機会があったのですが、文部科学省から令和3年度人権教育研究推進事業の成果物概要が示されていて、その中で国の研究指定校という形で進められている事業で報告された学校が48校ありました。東海4県では静岡県以外の3県からは指定校としての掲載があったのですが、なぜか静岡県からはありませんでした。静岡県でもこれから、そういったものに挑戦したり、指定を受けることによって、一つのモデル的な取組を軸にして展開していくのもよいと思っています。モデル的な存在があれば、それに啓発されて新しい取組も生まれてくるように思いますので、そうしたモデルをうまく皆さんに紹介しつつ、うまく巻き込んでいくようなことを政策的にお願いできればと思います。

○佐野委員

今日頂いた「ふじのくに人権フェスティバル」のチラシに記載されている小学校は、本当の共生教育が行われている大阪市の小学校ですが、豊中市にも本当の共生教育に取り組む学校が何校かあります。お話があったように、計画や先生方の技術向上、環境整備などもあります。大元をたどりますと、私たちが学校に入る小学1年生、あるいは幼児期から世界と触れあうようになった時に、人を大切にすることの意味や相手を思う心のようなところの教育、教育というよりは、感情や情緒面での育成、育ちを支えるといった内容のものが少ないように思います。私は、「ふじのくに人権フェスティバル」の講演会講師である木村泰子氏が初代校長を務めていた大阪市立大空小学校の取組を描いた「みんなの学校」の映画を見ましたが、この小学校で行われているのは正に総合教育で、幅広い障害のある人たちが普通に健全と呼ばれる子どもの中で一緒に学習しています。総合教育で一緒に教育してまですという現場に行ってみますと、「居るだけが一緒に」という理解のところが多いのですが、この小学校は本当に学習を一緒にやっています。そのやり方は長くなるので言いませんが、この小学校の校長である木村さんの信念に基づいてやられているのですが、それが可能であるということを見せられた時に、私たちも本当にやる気があるならばできるのではないかということを感じました。この1校だけでなく、豊中市では何校かがやっています。そうすれば、街全体が人権を大事にしましょうと声高に言わなくても、本当に隣人を大切に、困っている人にずっと手を差し伸べるということができてきていて、そうしたことを街全体でやっている強さに共感しました。

県が指標に関する調査した時に、どこまでの内容で調査しているのだろうかというつも思います。例えば、「困っている人がいたら助けますか」とアンケートで問われれば、○を付けるはずですが、その内容が問題ではないでしょうか。そういう裏側まで見たところで私たちはどういう人権教育をしていけばよいのかということを考えなければならぬと思います。是非、皆さんにも「みんなの学校」を一度見ても

raitaitaiです。

○望月委員

学校における人権教育についての評価は難しいと感じます。例えば、人権教育に関する校内研究を実施した学校の割合であれば、実施したかどうかで、実施したと言えば、それでOKなわけですが、先ほどの話題でもありましたが、内容がどうなのかという問題はあります。

それから、道徳教育について言えば、小中学校の学校現場では教科書ができていますので、それをやれば研修であるという捉え方なのか、やはり、校内研修の内容がどういうものをデータ的に捉えていくことは難しいと思います。私が学校を訪問した際にある中堅の女性の先生から、「道徳と人権はどう違うのか」と聞かれたことがありました。実際には非常に似ている部分があって教科書を見ていくと7割くらいは人権的な内容が盛り込まれています。人権と道徳の違いが学校現場の教職員にとっても区別が難しいようですし、道徳の授業をやれば人権教育もやったという捉え方をされているのかも分からないところですが、そういった意味でも、この評価というのは難しいのではないかと考えています。

○ヤマモト委員

評価の内容についてお伺いしたい。資料1の16ページ「外国人をめぐる人権問題」で進捗率100%は喜ばしいこと、よいことだと思いますが、計画指標にある「やさしい日本語」とは何を指しているのかという点と、進捗度A、進捗率100%とは何をもってどのように評価されているかという点について少し疑問に思いました。単にやってますという評価なのか、もっと踏み込んだ評価の仕方なのか、その辺りをお伺いします。

○多文化共生課

「やさしい日本語」についてですが、外国人の方に調査をしたところ、簡単な日本語で会話ができるという方の率が高かったため、日本語を簡単な言葉で分かりやすく話すことを進めています。これが「やさしい日本語」の取組となります。

例えば、外国人の対応をしている市町村の窓口において、「名前を記入してください。」と言うと、「記入」という言葉自体が外国人にとっては難しい日本語になってしまいます。そうではなく「名前を書いてください。ここに書いてください。」といった理解しやすい簡単な言葉を使う取組です。

○ヤマモト委員

分かりやすい内容であれば、「やさしい日本語」で大体は置き換えもできると思いますが、もっと複雑な問題や人権に関わる問題の場合にやさしい言葉でどこまで置き換えができるのか、また、誰にとってやさしいなのかが問題になるのではないでし

ようか。その辺り、「やさしい日本語」を使っているから大丈夫という理解でよいのかという点に疑問を感じます。

○犬塚会長

そうした言葉遣いが市町の窓口ではよく使われるようになってきているということで、この実績が上がっているという評価だと思いますが、市町側の対応がそうしたとしても、それを受け止めている外国人の方々自身がそれをどう感じていらっしゃるか、それで本当に外国人の方々の中に理解が進んでいるか、当の外国人の方々の意見を聴かなければ分からないという点はあるのではないかとということでしょうか。

○ヤマモト委員

「やさしい」ということは、話をされている人からするとやさしい日本語を使っているという意識でいるかもしれませんが、周りの人にとってはやさしくない。自分では分かりきっている内容について話をしているので、やさしいだろうと思っ
ていますが、相手からすると分からないということもあります。言葉というものは、ただ置き換えればよいという話ではなく、言語はもっと複雑で深いところにも注意しなければならぬと思うので、「やさしい日本語」を使っていればよいというところが少し浅いように思います。

○犬塚会長

現在の指標はこうなっていますが、これにつきましては、コミュニケーションというものは相手があつての話ですので、ここでいう人権尊重につながるような対応が実際にできているかの実績の検証は双方向でなければできないのではないかと思います。ですので、対応する窓口側の指標だけでなく、外国人の人たちにとって分かりやすく伝わっていて、そうした対応をしてもらったことで外国人の人たちが自分たちの権利が尊重されていると実感できるかということまで、本当は調べていかなければならないのだと思います。

この指標だけでA評価だからと満足するのではなくて、さらに、当事者である外国人の人たちの意見や要望をより吸い上げて、この指標の内容を見直したり、双方向でその内容が更に向上するような取組を考えたり、そういうことを担当部局でも引き続き検討していただきたいと思いますと私からも申し添えたいと思います。

○多文化共生課

御意見ありがとうございました。頂いた御意見について、持ち帰りまして多文化共生課内で共有させていただきたいと思います。

○本間委員

資料1の14～15ページの同和問題のところ、「人権啓発講座等参加人数」の進捗度がD評価となっています。皆さんも御存じのようにインターネット上のYouTubeで「部落探訪」という動画が投稿されていて、静岡県内の同和地区もインターネット上にアップされ、その地域の様子や名字、墓地などいろいろなものがさらされていたわけですが、その中で隣保館も同和地区にある施設として動画に映されていました。昨年11月30日にそれらの動画が削除され、本当に喜んでいました。しかし、今年になって、示現舎（神奈川県川崎市内の出版社）が有料サイトを作り、静岡県内で指定されていた地域はもとより、指定されていなかった地域、さらに、隣保館を廃止して自治会館となった施設が元隣保館で、そこは同和地区であるなどと、こと細かにインターネット上にアップしています。

静岡県でもネットパトロールやモニタリングをされているので、法務局にも人権同和対策室にも、そうした情報が入っているかと思います。地域の間人として、さらされても手も足も出ない状況です。2016年に部落差別解消推進法が施行されました。インターネットの情報化社会に伴うこのような差別行為を背景としてこの法律が作られ、以前からいわれているように、差別解消に向けた取組は国の責務であり、行政の責務であり、国民の課題であるとされているにもかかわらず、同和地区の人たちは個人としても、地域としても手も足も出ない状況が続いています。動画撮影に来たらどうしようかということで、私の住む地域の隣保館では、許可なく立ち入ることを禁止するとか、許可なく撮影をしてはいけない、駐車場にも無断で入ってはいけないといったことを地元の交番とも相談の上で、掲示しています。そうした掲示がないと無断で立ち入ったとしても違法にはならないということで対策として行っていますが、裁判に訴えるにしてもお金もかかりますし、削除することもなかなかできないという状況になっています。インターネットにアップされている地域は幾つもありますが、是非、県内全市町の行政職員、及び首長の方々に対して、県内の同和地区がさらされているという現実を認識していただき、危機感を持って対応して頂けるよう、御指導をお願いします。できれば「人権啓発講座参加人数」の中に組み入れて頂き（改善に向けた方向性・取組み）の一つとして頂けたらと思います。

○事務局（人権同和対策室／人権啓発センター）

YouTube上に掲載されていたこれらの動画につきましては、運営会社であるGoogle社が掲載ポリシーに反しているとして、昨年11月末に削除されたところですが、その素材となる動画を投稿者自身が運営するサイトに掲載しているというのが、本間委員からお話のあった状況です。御参考までに、全国で250数件の動画が載せられており、そのうち静岡県内の地域の動画が24件ほど載っています。

同和地区の動画の問題について、一番切実に感じ、強い思いを持っていらっしゃるのは地域の住民の方々、当該自治会の方々であると考えております。その一番身近な行政機関は市町となりますが、私どもでは市町の人権行政担当部署とも定期的に会

議を行っており、これまでもやっているところですが、頂いた御意見を踏まえて、市町に対して改めての情報提供などに努めますとともに、市町においてもこうした動画が掲載されている現状について、どのように対応していくのか、考え方はそれぞれあるかと思いますが、内部でも相談、検討していただく、あるいは、必要に応じて、地域住民の意識を吸い上げていただくといったこともあるかと思いますが。そういったことも情報提供、情報共有をしながら実施していきたいと思っています。御意見ありがとうございます。

○犬塚会長

他に御意見がないようでしたら、私から全体的に感じたことを申し上げて次の議題とさせていただきます。各委員からの御指摘は、いずれも貴重な御意見でございます。是非、それぞれの御意見を今後の施策に反映して活かしていただくようお願いします。これらの指標の進捗状況が少しでも改善するように、そこにつながるような方向で今までの御意見を取り入れていただきたいと思っています。

特に今回、指標の進捗度として、全体的にC、D評価が多かったのは、概して学校教育関係のところが目立ったことがあります。一つにはコロナ禍でなかなか集合形式での研修などが難しかったということも、背景の一つにあるのかもしれません。現在はそうした状況が落ち着いてきたことを考えますと、今後はそれだけで改善していく余地も多少あるのかもしれません。しかし、特に学校教育に関して、安藤委員をはじめ、いろいろと御意見が述べられましたけれども、人権教育というものをきちんと年間計画あるいは全体計画といったものを含めて、トータルに体系だったものとして、実施していくことが本当は一番望ましいことだと私も考えます。できるだけそういった計画をきちんと立てて実施していただく体制の整備を進めていただきたいと思っています。やはり学校教育の現場を拝見していると思うのは、先生方は本当にお忙しくて、教員の過重労働というものも非常に問題になっています。ですので、これもやりましょう、あれもやりましょうと課題が増えてしまうと、ワークライフバランスの観点からも肝心の現場の先生方の疲弊を考えなければならないという現状もありますので、例えば、道徳教育と人権教育との関係性というものも、私は専門ではないので分からないところもありますが、従来の教科教育として道徳教育の中できちんと人権教育の一環としてやっていることとして該当するものがあれば、それは道徳教育の中で人権教育を兼ねてやっているとして評価していくことも必要だと思います。一方で、道徳教育あるいは従来の教科教育の中ではなかなか間に合わないとか、そこではまだ十分に行われていないという内容を中心に、年間計画なり全体計画が隙間を埋めていくような形で作られていき、実施されていくということであれば、少しでも現場の負担を軽くしながら、実効性のある内容の計画になっていくのではないかと、素人考えではありますが、そういった観点も可能かといった検討もしていただきたいと思っています。

それから、現場ではマンパワーが圧倒的に足りないということも考えますと、人権教育というものはどの分野を取っても幅広く地域全体で推進していかなければ、学校単独の課題として全部学校に押しつけてやってくださいというのも無理がありますので、安藤委員もおっしゃったとおり、今後は地域との連携とか、あるいは保護者を巻き込んでいくとか、もちろん当事者としての子どもを何よりも巻き込んでいかなければならないのですが、学校を取り巻く地域や家族、外部の社会の力も借りながら、場合によっては地域の中で学校に入り込んで教員の先生に代わって、例えば、私の専門でいえば、ジェンダー平等教育、男女共同参画教育などを市民の中から実施してくださるようなグループの方々が学校教育の現場に入り込んで活動を行っているような事例もありますので、そうした学校外部の社会との連携をより密にして、地域を挙げた取組の一環として人権教育の充実を図られるということが私は望ましいと思います。社会との連携の方向性というものもいろいろな形で探っていただく中で、人権教育の内容の充実に向けていただくとは有難いですし、是非、お願いしたいと思えます。

(2) 意見交換 テーマ：「災害に起因する人権問題」

○事務局

続きまして、意見交換のテーマであります「災害時の人権」の趣旨について概要を御説明いたします。資料2を御覧ください。

県の人権施策推進計画では「分野別施策の推進」として、13の分野の人権問題が掲げられております。この中で「災害に起因する人権問題」という分野がございます。これは、東日本大震災で発生した原子力発電所事故の影響を受けた被災者への人権侵害の他、災害時や災害後における要配慮者に対する人権への配慮等の必要性を踏まえて、第3次改定において設けられたものです。

大地震への備えの重要性は長年いわれておりますが、近年は、地震だけでなく集中豪雨などによる大規模な災害が全国各地で多発しております。いずれの災害にしましても、ひとたび発生すると、地域のあらゆる人がその影響を受けることとなります。

この資料には、御参考に3つの項目を記載しております。まず、参考1としまして「静岡県人権施策推進計画における現状と課題」を掲げています。まず、災害が発生しますと、要配慮者、例としまして高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などは、より厳しい状況に陥ることが想定されます。それから、災害の後になります。避難所においては、例えば、プライバシーが確保されない場合や治安が悪化した場合などは特に、女性や子どもの安心安全が脅かされることも想定されます。また、原発事故ということで申し上げますと、東日本大震災の際も被災地から避難する方も多くいた訳ですが、被災者に対する誤った思い込みや偏見、根拠のない流言等により、被災者が避難先で差別的な扱いを受けたり、避難先の学校でいじめの被害に遭うといった問題が発生しました。こうしたことから、日頃から避難所

生活の検討をはじめ、体制整備を進めて、非常時でも全ての人のプライバシーが守られ、人権に配慮した対応が確保されるように対策として取り組むことが課題となっています。

参考2ですが、内閣府が平成29年度に実施した「人権擁護に関する世論調査」があります。この中に「東日本大震災に伴う人権問題」という項目がございまして、これによりますと、「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待」、「学校、幼稚園等で嫌がらせやいじめを受けること」、あるいは「差別的な言動をされること」などの実態が多く見られたことが調査結果から伺えます。

それから、参考3には、静岡県の人権施策推進計画における主要な施策を記載しております。まず、(1)の災害による生命・身体・財産の被害減少としましては、第4次地震被害想定を踏まえ、想定される犠牲者を令和4年度までに8割減少させることを目標とした様々なアクションを実施や、市町の地震・津波対策を促進するための交付金、あるいは、防災訓練による地域の防災力を向上させていくというものがあります。

それから、(2)の要配慮者等に対する支援としましては、避難所運営に要配慮者への対応や男女共同参画等の視点が入り入れられるように、市町向け研修会の場で啓発をしていくことや、防災訓練の際に、要配慮者が参加する訓練を開催して支援体制を整備していくことがあります。福祉避難所の指定について、説明会などで市町の担当者に必要性を十分説明し、それぞれの実情に応じた体制が整備されるような働きかけの他、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」を活用した、各市町でのマニュアル整備の支援があります。

さらに、(3)の「災害に関する情報発信・人権啓発」としまして、災害に関する情報の発信に当たっては、言語や文化の違い、障害の有無等への配慮に努めることや、避難所等における人権に配慮した対応の他、誤った認識に基づく差別やいじめの防止について、各種人権啓発事業を通じて周知・啓発に努力するということがあります。

以上御紹介しましたように、県では、市町等と連携して、様々な施策を実施しているところです。地震や集中豪雨など災害が発生しますと、様々な人権分野の課題にも影響が生じてくる場面が多々出てくると考えております。この人権会議には、様々な専門分野の委員の皆様に参加していただいておりますので、災害を切り口として御意見を伺い、今後、災害に起因する人権問題に関する啓発活動を行う際はもちろん、広く人権啓発の取組の参考とさせていただきたいと考えております。御説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○犬塚会長

それでは、ただ今説明いただきました資料2「災害に起因する人権問題」につきまして、委員の皆様方から御意見や、それぞれ各分野のこの問題に関する現状、状況について、日頃からお感じになっていらっしゃる、あるいは、こういったところがまだ足りない、遅れているといった課題に感じておられることなど、それぞれのお

立場から御発言いただければと思います。

○佐野委員

意見ではなくお伺いしたいのですが、要配慮者が参加した訓練というのはもちろん重要なことですが、県下で各市町のどのくらいの所で要配慮者を含めた訓練ができているかは分かりますでしょうか。障害のある人に限らず、要配慮者といわれる人を含めた訓練ということでお伺いします。

○危機政策課

御質問ありがとうございます。どのくらいの地区で要配慮者が参加した訓練が行われているかにつきましては、持ち帰りまして、担当しております危機対策課に確認させていただきます。

○佐野委員

お願いいたします。要配慮者と呼ばれる方々はお一人では避難できないとか、生活できないとか、高齢の方を含めていろいろと課題を持った方が多いのですが、その人たちが存在しているということすら、その市町の中で認識できているのかと疑問に思うところがあります。私の場合は障害者の関係ですが、知的障害の方々に関しては情報を取ることも難しいし、重度の方になると支援者が傍にいないと危険から自分の身を守るのも難しい立場にあります。そうした時に、まずその人たちにどのように情報提供を行うかということと、普段から周りの地区の人たち、例えば、自主防の方とか民生委員さんの活動が要配慮者に対してどのように支援することになっているのか、こうしたことはおおよそ市町で決まっているかと思いますが、なかなかそのところが実現されていません。

具体的に申しますと、今年の台風15号の時のことですが、行政にはあらかじめ要支援者名簿を提出していましたが、どこからも「大丈夫ですか。」「いかがですか。」という声もかかりませんでした。これは静岡市清水区の場合の話ですが、そうすると、仕組みがあっても機能していないということになります。言い方が変かもしれませんが、この台風があって、現実的にどうなるのかということが身を持って分かって、良い経験になったと皆とは話しました。では、その経験を踏まえて、私たちはどうすればよいとか、こうした準備が必要だということが分かったことを周りの方々に伝えても、人手はそんなにないから難しいとか、いろいろと否定的な答えが返ってくる人が多いのが現状です。そのため、大きな市町であればすぐに対策を立てましようと言えるかもしれませんが、財政的な問題とか、高齢化して実働部隊が少ない、人員がないといったいろいろと対策を立てにくい市町に対して、県としてはどのように支援していくのかということも必要になってくると思います。

○健康福祉部企画政策課

御意見をありがとうございました。令和3年5月の災害基本法の改正に伴い、避難行動要支援者のうち同意が得られた方につきましては、市町において優先度を決めて、個別避難計画を作成しております。まだ、そちらは作成している最中ですので、具体的な災害を通じて見直しを行っていくものと思いますが、県といたしましても市町に対しまして説明会の実施や事例の横展開などを行っております。頂きました御意見につきましても、そうした場で周知していきたいと考えております。

○佐野委員

ありがとうございます。災害はいつ起こるか分かりませんので早急にお願ひできればと思います。

○成岡委員

高齢者の分野から同じ話題となりますが、要配慮者の参加する訓練がどのくらいの所で実施されているかについてはお答えいただけるということでしたけれども、資料1の20ページで「要配慮者が参加する総合防災訓練の実施」という指標があり、A評価となっています。ここを見ますと、島田市でこうした訓練をしたということで、静岡県下で1箇所実施したからA評価となっているということかと思いません。今回はこうした指標でしたが、この指標自体ももう少し練っていただいた方がよいと感じました。

実際には、一般の避難所と福祉避難所と呼ばれる所があると思いますが、私は静岡市駿河区の安倍川以西で事業展開しており、その民生委員や地区社協の方と一緒に活動することもあります。要配慮者名簿というものは確かに市に提出しています。名簿に載っている家がどこかということは、会長さんなども把握されていて、熱心に防災訓練もされています。中には、要配慮者が参加して訓練することもあるでしょうが、ほぼありません。私たちのような老人ホームの職員は施設内で訓練を行い、そこへ地域の方に来ていただくことは、まあまああるのですが、本当に小規模なグループホームや老人ホームもそうですが、在宅の方の訓練は、一緒にやるようにはなっていないとは感じています。佐野委員がおっしゃったように、台風15号があって意識は高まっていますが、どう使ったらよいかというところで、どこの地域の方も戸惑っている状況です。やる気のある地域の方々は自分たちでやっていく。本当に大きな災害があった場合には、県の方々も地域に入ってくるということまではできないと思いますし、地域の方もそう考えています。ただ、今回の災害があって、高齢者分野では介護保険法が浸透していて地域包括支援センターやケアマネジャーといった職種が、台風15号の被災状況のその後の情報交換を行っていて、そこで聞いたところでは、被害を受けられた方々の中には、まだカビだらけの住宅に住まわれている方々がいて、情報をつかんで申請できる力がある方々は支援を頂い

て家を建て直すとかできるのですが、支援を受けるにしてもボランティアに来てもらうにしても、申請やSOSを出せない方たちは支援にたどり着くことができないのではないか。そういう方々が多くいらっしゃって、一般のケアマネージャーや地域包括支援センターでも放っておけず圏域を越えて動き始めています。災害直後でも一番情報が早かったのがX（旧ツイッター）で、あそこで水が出始めたとか、どこに給水車が来ているかとか、若い人やそういうものを使える方はよいのですが、高齢者の方、障害のある方、外国人の方などの弱い方々には情報や支援が届かないということを感じました。そういうところでも人権が尊重されにくいのではないかと思いました。

○危機政策課

ありがとうございました。1点目ですが、指標について1市町のものだけでよいのかという御指摘かと思いますが、総合防災訓練が県と市、町が共に実施する訓練で県が実施主体となることから指標としております。また、後ほど事務局の中でも御相談いただくかと思いますが、市や町が実施主体になるものについても指標としてもよいのかという辺りも含めて検討させていただきたいと思います。

台風15号の時のお話については、御指摘のとおり、実際には行政からの情報よりもXなどを使って民間の方たちが自分たちで発信したところが大きかったと認識しております。情報を取れる人はよいのですが、高齢者の方や外国人の方などにどういった情報を届けるかは問題として認識しており、市町とも相談しながら、連携して検討していきたいと考えております。

○洞江委員

今日のテーマの「災害時の人権問題」というのは、平常時の人権の意識といえますか人権への対応というものが、恐らく災害時に普段の人権の状況が試されるということかと思いますが。先ほど水害で要配慮者の方がすごく困って、通常の人権が守られていないのではないかということが分かったという話がありましたが、そういった普段の人権教育なり人権意識というものが現れてくる問題なのかと感じました。

なぜかと言いますと、要配慮者の方は普段でもなかなか自力で生活するのが大変なところがあって、それが災害時の避難所になれば余計に大変になることに対して、平時であれば手伝ってくれる方や支援する立場の方も、同様に被災されるということになりますと、通常であれば手を貸せる精神状態の方や、経済的余裕がある方が、そうしたことができなくなる。ある意味、極限的な中で人権への配慮ができるのかということを私たちは試されているところはあるように思います。

災害の規模にもよるかとは思いますが、そういう意味で避難所が設置された場合に被災者に対する困り事相談、心配事への相談への対応を行政がケアすることで、要配慮者への支援に回る方の精神的な助けにもなるのではないかと思います。弁護士会も災害対応委員会というところが避難所対応を普段から検討するとともに、災

害があった際には避難所に出向いて対応することとなっています。そうしたことも要配慮者の保護というものをある程度助けられるのではないかと思います。

○山本委員

私のところも人ごとではなく、台風 15 号で水に浸かってしまいましたが、まずは第一に自分の命を守らなければならない、その後すぐに安否確認ができるかどうかということがあって、地域の方も皆さん被災しているので、周りの人が直ぐに助けることが難しい部分ではあるとは思いますが。今回感じたのは、行政が何とかしてくれるだろうと思っても、やはり日数もかかりますし、行政の方も被災していたり人手が足りないことも重々分かります。私が当事者であるため、水を運んでもらったのですが、3日ほど経ってから静岡市から来ていただきました。大変有難かったのですが、今回はたまたま災害関連死というか、亡くなられた方がいなかったのが被害が大きかった割には死者がいなかったということで大きな話にはならなかったかもしれませんが、障害当事者というのは生活保護を受けている場合、月に4万円程度の借家で暮らしていたりしますので、地震や津波に弱いところに住んでいることになります。要配慮者名簿に載っていて機能していればよいのですが、名簿に載っていない方も多くいると思いますので、そうした方々も地域で救えるような仕組みができればよいと思います。今回、私のところでも水がなくなってしまい、すぐに利用者さんのところに配ってまわったのですが、3連休の初日に災害が発生したため、周りが動くのも月曜になってしまったりして、連絡が遅れてしまうようなこともありました。事業所が動くにしても、夜間や休日における仕組みも併せて考えておかなければ、生命に危機が及ぶ心配があるかと思います。

あと、福祉避難所を行政からいろいろと指定していただいて、そのキャパシティがどれくらいあって、それに対して要配慮者がどのくらい移れるのか、その辺りの数の問題も少し心配なところではあります。

例えば、私のところは通所事業も実施しているので、もしヘルパーが支援先の利用者さんが被災されて困っている場合には、私のところの施設に一緒に来て、一部の部屋を削って使ってもらおうようにするとか、大きな施設ばかりではなく小さな通所の施設も今はBCPで計画を立てたりしていますので、なるべく動かなくても利用できる近くにある小さな場所も避難所として使える仕組みがもっと作られていけば、多くの人を救えるような仕組みができるのではないかと思います。

○澤野委員

災害に起因する人権問題というのは、どこを切り口にどのようにしていけばよいかと、お話を聞きながら考えていたところです。

まず、災害が起こったら命を守る、そして逃げる、そこから先1日程度なら、まだぎりぎりよいと思います。ただし、精神科の話になりますと、避難所に行って興奮してしまって、そこから措置診察、措置入院というケースも福島県では実際にあったと

いう話も聞いていますし、自閉症スペクトラムの方の環境変化による問題もあったようです。1日目以降の対応をどのようにするかということもあるかと思います。先ほどから、静岡市清水区の話が出ていますが、私も実家が清水区内で、被害は断水だけだったものの、いち早く情報を取れる取れないの格差もありますが、いろいろと想定外のことが起きることで対応が遅れ遅れになってしまうと、それこそ人権侵害ではないか、下手をしたら訴えられた場合に行政が負けてしまうのではないかと感じています。そういうところも含めると、本当にいろいろな切り口があると思います。実際に原発から20キロメートル圏内の福島県相馬市に3度ほど支援活動に行きましたが、学校の教室が避難所になっていて、まだ、今のように段ボールベッドのようなものもなく、ついたてもない体育館のような所や仮設住宅にも行きましたし、仮設住宅にも行きました。仮設住宅になればまだ良くて、プライバシーは守られるようになります。隣の住民が誰か知らないところからコミュニティができていきますが、このコミュニティでまた差別や偏見、誤解が生じてしまいます。

私は子どものいじめの話の時に時々言うのですが、大人のいじめがなくなる限り、子どものいじめはなくなるだろうと思っています。相手をどう尊重できるか、理解できるか、正しい知識を自分たちがどのように理解して捉えるか、ということが元々大事であって、災害の時にはみんな気持ちが狭くなりますから、より排除しようとするということが起こるのだらうと感じています。災害対策とここをリンクしてしまうと、災害対策の話と人権の話が混ざってしまって、切り口として大きいということと同時に、行政であっても対応が遅れたという結果として人権侵害になる可能性があると思います。コミュニティの中でも余裕がなくなって誰かを排除したがるという人間の心理が働いてしまうということもあるのではないかと思います。とにかく、環境整備、避難所の環境整備もそうですし、何かが発生した際に速やかに対応できる環境の整備が、恐らく人権問題を少しでも抑えられる一つの要因だと思いました。

○望月委員

今回の意見交換のテーマの「災害に起因する人権問題」とはどのようなことか、通知をいただいた時に考えました。先ほどのお話にあったように行政的な責任もあるのではないかと、それと人権の問題とがどう関わってくるのかとか、整理するのが難しいと思いました。災害が起きた時に、起きた要因、原因は何なのかというそれに対する対応の責任について、人権的なサイドからどう捉えていくか、例えば、熱海の土石流の関係ではどこに人権的な問題を起こす要因があったのかを考えますと、業者あるいは行政の責任問題があるかと思います。

二つ目に、人権侵害があったということや失われたものは何なのかということで、資料2の2ページの平成29年内閣府調査データで、当時、情報が入ってくる中では、上から2項目（「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待」及び「学校、幼稚園等で嫌がらせやいじめを受けること」）くらいは多かったかと思いま

すし、そうしたことが起こるということを想定しておかなければいけないのだと思います。

三つ目に、人権侵害が起きた時にどう支援・救済していくのが非常に重要になると思います。この会議が推進している講演会や研修会、先ほど話があったように横との連携も取っていく必要があるのではないかと考えます。それから台風15号が起きた際に、私が訪問した学校で大事だと思ったのは、起きた時にどうするかよりも日頃の人権意識、町内会やボランティアの対応が大きいということです。2校の小学校に伺った時に校長がおっしゃたのは、「運動場に泥が入って使えない、体育館にも土砂が入って使えないという状況でしたが、地域の町内会や大学生を含めたボランティアが駆けつけてくれたし、5、6年生の児童も自分たちから先生に協力を申し出てくれた。」という話でした。それを聞いてうれしく思いましたし、その学校では人権教育や道徳教育がしっかりされていて、そうした結果が現れてきたのかと思ひ、改めて学校教育の中で子どもを育成していく必要があるのではないかと感じました。

前回の人権会議の「子どもの人権」の話があって、4月にこども家庭庁が発足しましたが、私は静岡市の青少年健全育成委員会にも関わっています。そこで、前回の会議で頂いたこども基本法の概要資料について話をさせていただいたところ、ある民生児童委員の方からこの内容を会議で使いたいとの申出がありました。その後、その方を通して、改めて子どもの人権についての話をしてほしいとの要望を頂きました。先ほど、連携とおっしゃいましたけれども、私が一つの組織に所属しているだけでなく、委員の皆さんそれぞれの関連団体の方がいらっしやっていますので横のつながりを更に強めていければと改めて感じました。

○児成委員

先ほど、要配慮者のリストがあって個別の避難計画の作成を進めていらっしやるとのことでした。支援を担う人、担う体制をどうするかという計画を今進めていらっしやるということかと思ひます。今年の台風15号の話もありましたが、実際の避難、命を助ける行動につながらなければなりませんので、作ったリストの実効性をいかに持たせるかというところで個別の避難計画というものをできるだけ早く進めていただきたいと思います。清水区の現場を見ますと、当日は御近所で助け合うということもなかなか難しい状況だったとは思ひますが、エリア全体が被害を受けている中でエリア内で助け合うだけでなく、例えば、同じ市内で葵区や駿河区から個人のボランティアよりも学校なのか自治会なのかは分かりませんが組織単位で手を差し伸べるような枠組みを作るとか、あるいは人権に限らずいろいろな枠組みがあるのであればそうした枠組みを活用することもよいのではないかと思ひます。清水区は水も出なくてお店もやってなくて大変なのに、車で5分走るとコンビニが普通に営業しているという非常に不思議な風景が広がっている中で、清水区に行くとお年寄りがリアカーを引いて水を配っていらっしやる光景を見ると、いろいろな形

の助け合いを仕組みとして作った方がよいと思いました。

あと、私はメディア関係ですが、SNSでは困っていらっしゃる方一人一人が情報発信されますので、放送でもSNSの情報を確認しまして、当社で言えば、透析の情報や赤ちゃんのお風呂の情報などもSNSの情報を確認した上で出しました。当社を含めて各メディアはライフライン情報などもネットでも出すように頑張っているのですが、どうしても災害時には、今はフェイクニュースという難しい言い方もしますが、流言飛語やデマも多くなります。今年の台風15号では水に浸かった空撮写真が出まわり、市では「これは違う情報です」と発表されていたと思いますが、私たちは「打ち消しの報道」という言い方をします。ファクトチェックとかそういう言い方でメディアも出すようにはしていますが、行政の方からも、被害状況やライフラインの情報発信もありますが、是非、特にSNSでのデマ情報を打ち消す発表というところにも力を入れていただきたいと思います。今、SNSはある意味、無法地帯のようなところもあって詐欺やそうした広告や情報も普通に出てしまっていますので、そうしたものをどうするのかという根本的な問題もありますが、行政中心に正しい情報を早く発信していただくことがデマを打ち消す意味でも重要なことかと思っておりますのでお願いしたいと思います。

○安藤委員

先ほど、望月委員からお話のあったことに共感しておりまして、日頃からというところをもっともっと大事にしていかなければならないのだろうと感じています。お話を聴いていると、子どもたちが大きな力になっているということで、同様のことは東日本大震災の後にもたくさんあります。例えば、東日本大震災の時には1日目から避難所で気落ちしていた大人たちを見て子どもたちが動いて、その日から新聞を作って、すごく励まされたという事例があったり、「釜石の奇跡」でも小学生、中学生が先導して地域の方に声を掛けて35メートルくらい上の所に上がったといった事例を見るにつけて、改めて子どもたちの力というものも大事にして日頃から地域だけでなく学校でも、私は学校教育を手伝っている関係で学校の話をしていただくと、敢えて人権といわなくても日頃の授業の中で人権を育てる場面はたくさんあると思います。

学びやすい環境をつくるということ一つ取っても、時間を守るとか、あるいはルールを守るとか、お互いが過ごしやすい生活を送るために必要なことをお互いに気を付けていくということが大前提としてあります。その上で、人任せではなく子どもたちが自分で学習に参加しているという中で、有用感とか成就感を持つことは人権感覚にとって重要な基礎段階だと思います。先生方からすると一人一人の名前を大事に呼んであげたり、相手の目をちゃんと見て話をしましょうとか、話をよく聞きなさいとか、いいよねと褒めてあげたり、何気なくやっている先生方の行動そのものが実は相手を大事にしていくことにもつながっていますし、最近の学校では主体的、対話的、深い学びといわれていますが、交流活動に学校では取り組んでいます。ただ交流

させるのではなく相手の立場に立ってとか相手が何を言っているかきちんと傾聴したり、分かり合うためにはちゃんと伝え合わなければなりませんし、そういうところを今の学校では大事にしていますが、それを人権と結び向けていくことは十分可能ですし、先生方の心持ちや子どもたちのモチベーションをうまくつなげてあげると、きっと学校教育そのものが日常につながっていくと思いますし、地域ともつながってくるということもあると思います。

人権教育を考える時に、他者の人権を守ることは大事なことです、その前に自分の人権を守ること、その上で気持ちだけでなく、他者の人権を守るための実践行動につながっていくような教育を学校でしなければならないし、地域や家庭で育ててもらえないのではないかと思います。その時に、子どもたちにも子どもたちなりに自己決定させたり、あるいは、あなたならどうするかという選択の場を与えて、子どもたちが自分たちで決めて動くという体験、経験を培うことによって、今後、いざという時に実践行動につながってくると思います。災害に対していろいろな問題があるかと思います、その前にまず自分の人権を守り、そして他者の人権を守るための実践行動を意識した教育をしていかなければならないのではないかと思います。

○ヤマモト委員

先ほどから話題になっている環境の整備の話で、日々、人権が守られていればそれほど深刻にはならないかもしれません。皆さんのお話を聞いて思い出したのですが、東日本大震災の時に外国籍の方がどうされていたのかといいますと、避難所というものがあることは分かっているも行かないということがありました。なぜ避難所に行かないのかと一部の方に聞いてみたところ、「私たちには行く権利もないのではないか」という声が聞かれました。というのは、「自分たちは排除されている」と感じているということだと思います。環境整備というのは、まず全員を対象とした仕立てで考えていくことが前提で、外国籍だから対象から排除されているのではないかという話になった時に、そうではないですよとどこかで示す必要があると思います。

それから、私なりに対策として考えてみたのですが、連携ということも重要ではないかと思います。例えば、外国籍の方が利用する大使館や領事館、あるいはリーダー的な方々との連携も必要ではないかと思います。孤立している人ではなくて、その地域にきちんと生活基盤がある方々ですので、隣近所で声掛けをすれば、「じゃあ避難所に行きましょう。」と言えば行けるような環境にしていかなければならないと感じています。

それと、先ほどから外国籍の方は要配慮者という位置づけになっていますが、いざとなれば彼らは支援される側ではなく、支援する側に回る力は十分ありますので、参加できる環境も必要ではないかと思います。言葉や文化が違うからあなたたちは無理だということになると参加することができずに常に支援される側に回ってしまうこととなります。そうではないということも、どこかで日本人の側から示すこと

も重要ではないかと感じました。

○犬塚会長

大変たくさんのお意見を頂きました。いずれも貴重な御意見ですので、またこれらを取り入れて今後の災害に起因する人権問題への対策にいろいろな形で活かしていただければと思います。

時間がなくて恐縮ですが、私から1点だけ申し上げたいことがございます。今回は県人権会議でこうした話題での意見交換がありましたので、私の専門とする男女共同参画やジェンダー協働の問題とも関連して県に是非やっていただきたいことがございますので申し上げます。

実際に災害が起きて、そこで避難所を設置して運営していくのは最終的には県の立場というよりは、それぞれの市町という基礎自治体があって、さらに、その基礎自治体の中の各コミュニティや自治会単位の地区が実際には避難所を運営していくことになります。

そのため、避難所運営の現場とそこに直接関わるのは県ではなく基礎自治体である市町ですので、市町と現場の避難所運営に関わる地域組織、地域団体とがしっかり意思疎通できることが大切です。その際、ジェンダーや男女共同参画の視点で問題になるのは、そこで何をどうやって運営していくのかの意思決定が圧倒的にマジョリティー、例えば障害のある方という要支援者に対していえば健常者であり、自治会の活動でいえば女性がいなくて男性だけで意思決定をしまっているという現状だと思います。その結果、ある意味マジョリティーであるマイノリティーの代表が女性だと思いますが、人口のほぼ半数を占める女性が本当に必要とする支援や女性の手を借りてようやくできる活動の意思決定がされずに、現場の当事者のニーズとマッチしない現象が至るところで起きています。特に女性に関していえば、資料の参考1の2つ目の項目に「避難所において、プライバシーが確保されない場合や、治安が悪化した場合など、女性や子どもの安心や安全が脅かされることが想定される。」とあります。阪神淡路大震災でも東日本大震災でも、想定ではなく実際に起きていることです。しかも、例えば、高齢男性たちが中心となる自治会活動で避難所を運営しているその組織の目から見れば、プライバシーは確保されているし、治安も安定しているといわれるような状況の中で、非常に深刻な性加害、性暴力の被害が多発しています。

こういう現実を見ますと、やはり実際の現場で避難所を動かす自治会や地域団体の中で女性の意思決定がきちりなされるような組織なり、その運営の仕方が担保されていないと、結局のところ、どういう支援が必要かとか、どういうニーズがあるかのといったことをその場になって慌てて情報収集しようとしてもうまくいきません。そのためには、現場の各地域と基礎自治体がしっかりとタッグを組んで、男女共同参画の視点とか、あるいは多様性の配慮が重要になってくると思うのですね。多様な方々が避難所には来ますし避難所に来なくて自宅避難をしても実際いろいろ

ろなニーズがあるということは、本日、皆様からの御意見を聴いていて分かったところでは、県にお願いしたいのは、資料の参考3（2）で「避難所運営に要配慮者への対応や男女共同参画等の視点を取り入れるよう、市町向け研修会の場で啓発を行う。」とあるのは当然のことですが、啓発を行ったらそのままではなく実際にそれぞれの基礎自治体の中で男女共同参画の視点や多様性の配慮がなされているのかどうかについて、既に情報収集はされているものとは思いますが、例えば、静岡県全体でそのようなものをマッピングして、なかなか独自でそれができないような基礎自治体、地域の力が弱っているような自治体に対して、単なる研修ではなく実践につながるような取組として、県の役割としてどこまでフォローアップできるかということが重要になってくると思います。

それから、防災訓練においても単に女性や要配慮者が参加しただけの訓練が開催されたのでは意味がなく、その防災訓練をどう動かしていくのかということにその人たちの意思決定が入っていくような仕組み、組織づくりといったものから、防災訓練もやっていかなければならないのではないのでしょうか。それで初めて要配慮者への支援する体制が整備されていると言えるのだと思います。そういう意味で、この部分についても各基礎自治体への情報収集をしていただいて、しっかりできている自治体もたくさんあることは私も知っていますが、取組の弱い自治体は本当にできていないというバラツキが現実にありますので、そのバラツキを県がどう埋めるのかということに、是非これから注力していただきたいと思います。

・令和5年度人権週間における啓発事業の概要

○事務局

お時間の関係もありますので簡単に御説明いたします。委員の皆様にはチラシを配布しておりますが、先ほど佐野委員からもお話がありました「ふじのくに人権フェスティバル」でございます。こちらは例年12月4日～10日の人権週間を中心として行っているイベントです。今年度は12月12日（火）に磐田市内の会場で開催いたします。主な内容は、全国中学生人権作文コンテストの静岡県大会入賞作品の表彰式と優秀作品の朗読、第Ⅱ部は先ほどお話のありました講演会で、大阪市立大空小学校の初代校長の木村泰子氏をお招きして、「みんながつくる みんなの学校 ～いつもいっしょがあたりまえ～」と題しまして御講演いただきます。

その他、マスコミ等を活用した広報活動としまして、テレビCM、ポスター掲出などを行います。

その他の啓発事業としましては、経済産業省中小企業庁からの受託事業として行う「企業と人権セミナー」を実施します。今回はメンタルヘルスをテーマとして実施いたします。こちらはオンライン配信で実施いたします。こちらに関心のある方をはじめ、お知り合いの方を含めまして、御紹介いただけますと幸いです。人権啓発事業の概要については、以上です。